

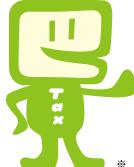
令和3年10月1日

登録申請

受付開始!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式 (インボイス制度)」が導入されます。 適格請求書発行事業者 (登録事業者) のみが適格請求書 (インボイス) を交付すること ができます。

登録申請手続は、**C**-**Tax** をご利用ください!!





_{インボイス} 制度

「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能



e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」 を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。 スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料) 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く) インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。





「インボイス制度」 ってナニ?

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められ たときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボ イスの写しを保存しておく必要があります)。
- ■買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)で ある登録事業者から交付を受けたインボイスの保存(※)等が必要となります。
- (※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され 取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」 ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。 具体的には、 現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した 消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項



- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先 に送付してください。

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用・国外事業者用)
- 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表 (変更) 申出書

名称	所在地	管轄地域
広島国税局 インボイス登録センター	〒 730-8521 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 1 号館	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも 誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。 また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時

説明会サイトに掲載(随時掲載)

※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。

→ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/ keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm

員 定

各回 100 名 (先着順)

費 用

無料 (通信費用は実費となります。)



説明会サイトへ



- 県税からのお知らせ



便利なダイレクト納付を利用しませんか

ダイレクト納付とは、事前に登録した金融機関口座から税金を引き落とす納付方法です。法人 二税など、複数の地方公共団体に納める税金を地方税共同システムにより、一度の操作で電子 納税できます。

詳しくはホームページをご覧ください。

地方税 eLTAX ホームページ https://www.eltax.lta.go.jp 国税 e-Tax ホームページ https://www.e-tax.nta.go.jp

法人の代表者が納税証明の申請をする場合は、代表者印は不要です

ただし、窓口で本人確認を実施していますので、本人確認ができる**身分証明書(運転免許証等)をご持参ください。**

代理人が請求する場合は、代理権の確認を行いますので、交付請求書の<u>「委任者(納税者)」</u> 欄へ記入及び代表者印(法務局に登記したもの)が引き続き必要です。

- ▶ 交付請求書の様式や、来所された方の本人確認の方法は、広島県ホームページをご覧ください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ →くらし・教育・環境・文化〔税〕
- ■送で請求される場合も、広島県のホームページをご覧ください。
- ▶ 申告期限~翌月の 15 日までの間に、窓口で納税証明書の交付請求をされる法人は、県税の申告書(控)と領収証書(原本)をお持ちください。※**ダイレクト納付**された方は、納付済みの確認メッセージを印刷し、ご持参ください。

過疎地域における県税の課税免除制度が新しくなりました

改正の内容

区分	改正後	改正前
1 対象地区	過疎地域の区域等のうち、 市が策定する過疎地域持 続的発展計画に定められた産業振興促進区域	過疎地域
2 対象業種	① 製造業② 旅館業③ 農林水産物等販売業④ 情報サービス業等※市が策定する過疎地域持続的発展計画において振興すべき業種とされている場合に限る。	製造業 旅館業 農林水産物等販売業
3 対象設備	2対象業種の事業の用に供する設備等のうち、特別 償却の対象となる機械及び装置並びに建物及び付属 設備。	(同左)
4 対象価格	3 対象設備の取得価額 500 万円以上 ※製造業、旅館業については、資本金の額等が 5,000 万超 1 億 円以下の法人にあっては 1,000 万円以上、資本金の額等が 1 億円超である法人にあっては 2,000 万円以上。	対象設備の取得価額 2,700 万円 超

【お問い合わせ先】 広島県北部県税事務所 課税課 電話 0824-63-5181(代表)

中小企業振興事業助成金の申請について(お知らせ)

庄原市では、中小企業の機能と構造の近代化及び地域産業の活性化 を促進するため、中小企業者に対して、『**中小企業振興事業助成金**』 を交付しています。

申請書は、次の申請書提出期間中に、本庁4階企画振興部商工観光 課または各支所の地域振興室(東城支所は産業建設室)に設置します ので、必要事項を記入のうえ、提出してください。



● 申請書の提出期間および提出先

提出期間 令和4年1月4日(火)~31日(月)まで ※当日消印有効 提出先 商工観光課又は各支所地域振興室(東城支所は産業建設室)

※添付書類等詳細は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

- - ① 令和2年中、市内において、

課税標準額の合計額が 3,000 万円以上の設備投資を行った者

- ② 製造業、卸売業、小売業等を営む者
- ③ 青色申告を提出する法人及び個人
- ④ 市税を完納している者

設備投資の定義

事業の用に供する構築物、機械、装置、建物、土地を購入すること。 ただし土地については、取得の翌日から1年以内に、建物の建設着手したものに限る。

● 助成金の額

上記の要件を満たした設備投資の固定資産税相当額に、以下の助成率を乗じたもの

【1年度目】100/100 【2年度目】70/100 【3年度目】50/100

上限額: 各年度1400万円(千円未満切り捨て)

※交付決定年度を含めた3年度に分けて、助成金を交付します。



<問い合わせ先>

庄原市企画振興部商工観光課商工振興係

TEL 0824-73-1178 FAX 0824-72-3322 メールアドレス syoukou-shinkou@city.shobara.lq.jp

西城支所 地域振興室 産業建設係 TEL 0824-82-2181 東城支所 産業建設室 産業振興係 TEL 08477-2-5008 口和支所 地域振興室 産業建設係 TEL 0824-87-2113 市野支所 地域振興室 産業建設係 TEL 0824-86-2113 比和支所 地域振興室 産業建設係 TEL 0824-85-3003 総領支所 地域振興室 産業建設係 TEL 0824-88-3065

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ ビスのご案



本サービスは、アフラックの提携先 (株式会社メディカルノート)が 提供します。

例えばこのようなとき…



痛みが長続き している



健康診断の結果を 見てもよくわからない





病院選びの基準が わからない



家族の体調 が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、 おひとり様(※1)月1回(※2)のご相談まで 無料で利用いただけます。

納得いくまで何回でも 追加質問できます。

24時間いつでも 相談可能です。

(回答には3~24時間程度かかります)



(※1)役員や従業員である個人を指します。

(※2)月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限は ありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の 追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。 サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちらから



Medical Note お問い合わせは直接同社にお願いいたします。 本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。

法人会の理念

法人会は税の北°ニオンリーダーとして 企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する 経営者の団体である

全国法人会総連合

- キャッチフレーズ –

めざします 企業の繁栄と社会への貢献 (法人会)

社長さんの身になって節税のあと押しをします

法人会に入会しませんか 青年部会・女性部会会員も募集中です

わずかな会費で企業の繁栄と社会への貢献を! これが法人会のモットーです。法人会に加入したいという 事業所がありましたら、ぜひご紹介ください。 公益社団法人 **庄原法人会** 〒727-0011

庄原市東本町一丁目2番22号

庄原商工会議所会館内 TEL (0824) 72-1889

(FAX兼用)

E-mail: sh-hojin@siren.ocn.ne.jp http://www10.ocn.ne.jp/~shk/

「法人会報しょうばら」編集委員

後 藤 茂 行 (副会長・広報総括)

塩 本 誠 二 (広報委員長)

根 波 裕 治 (広報副委員長)

藤谷善久(広報委員)

迫 田 英 伸 (広報委員)

安 部 隆 弘 (広報委員)

定丸義輝(専務理事)

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、 万一の場合はもちろん、 働けなくなった場合のリスクに備えるための 各種制度商品をご用意しています。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプ() 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制

割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険

(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)と

AIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

- ◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」 「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
- ◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社



広島支社

広島県広島市中区銀山町4-17(広島大同生命ビル4F) TEL 082-241-8191

AIG AIG損害保険株式会社

広島支店/

広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル) TEL 082-535-6010

F-2019-1007(2019年8月9日) 19-073021 2021-8